

北本市プラスチックごみ削減等優良事業所

認定制度のご案内

北本市では、市内の事業所から排出されるプラスチックごみの削減をはかるため「北本市プラスチックごみ削減等優良事業所認定制度」を創設しました。多数の事業所の皆様のご応募をお待ちしております。

<認定のメリット> 認定証と認定ステッカーを贈呈します。また、認定事業所とその取組について、北本市のホームページ等で広く紹介させていただきます。

<認定対象> 市内に所在する事業所等。市の施設（指定管理者が管理するものを含む。）は除きます。

<認定基準> 裏面の認定基準10項目のうち3項目以上満たすことが条件となります。

<認定> 申請書の内容を審査し、相当と認めるときは、優良事業所の認定をします。

<その他> 優良事業所の認定を受けた事業所は、毎年度事業系廃棄物の資源化・減量化計画書を提出していただきます。

<応募要領> 別添の認定申請書に必要事項を記入し提出してください。

■提出先：北本市環境課 廃棄物・リサイクル担当

※ 認定申請書及び事業系廃棄物の資源化・減量化計画書は、北本市のホームページからダウンロードできます。 検索 北本市 プラスチック削減 申請

<問合せ先>

環境課 廃棄物・リサイクル担当

〒364-8633

埼玉県北本市本町1-111

電話：048-594-5553

FAX：048-592-5997

■認定基準項目

項目	要件	取組の内容の例
1	プラスチックごみ削減に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイバッグ持参運動を推進している。 ・ レジ袋不要の協力の声かけを実施している。 ・ マイバッグ、マイバスケットを販売している。 ・ マイボトル持参者への割引・ポイントサービス等を実施している。 ・ 市指定 レジ袋を販売している。 ・ プラスチック製・発泡スチロール製容器などの使い捨て製品の販売を自粛している。
2	簡易包装の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易包装を実施している。 ・ 簡易包装協力の声かけを実施している。 ・ 贈答品の包装の際、化粧箱や包み紙を極力使わないようにしている。 ・ メーカーに対し包装の簡素化を働きかけている。
3	使い捨て容器・使い捨て製品の使用量削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詰め替え製品を積極的に販売している。 ・ 飲料製品の中では、びん類を積極的に販売している。 ・ 量り売りを積極的に推進している。
4	資源回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙パックや食品トレーなどの店頭回収を行っている。 ・ 酒類を販売している店舗で、ビールびんや一升びんなどのリターナブルびんの引取りを積極的に図っている。 ・ びん・缶・ペットボトルの店頭回収を行っている。
5	消費者に対するPRの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポスター及びPOP広告等の掲示、刊行物、広告チラシなどの中で消費者に対し、ごみの減量化や資源保護を訴えている。 ・ 再生品、エコマーク商品、グリーンマーク商品などを集めたコーナーをつくって、消費者に対してごみ問題を呼びかけている。 ・ 販売促進イベントなどを通じて、消費者に対してごみ問題を呼びかけている。 ・ 衛生的に問題がない限り食べ残しの持ち帰りを勧めている。
6	紙ごみの減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告チラシ、OA用紙などの使用量の積極的な減量を図っている。 ・ トイレットペーパーやコピー用紙は、再生紙を使用している。 ・ 排出される紙は、廃棄せずに積極的にリサイクルしている。
7	従業員への環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社の廃棄物減量に向けて課題を把握し、朝礼等で従業員に対してごみの減量化・再資源化について呼びかけている。 ・ 自社が排出したごみの行方や最終処分状況を把握し、従業員に伝えている。 ・ 廃棄物処理施設または、リサイクル施設への見学を実施している。
8	事業所ごみの発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ減量・リサイクル推進のための内部組織を設置している。 ・ 両面コピーやミスコピーの裏面活用など、紙の使用量の削減に取り組んでいる。 ・ 取引業者との商品のやり取りは、繰り返し利用できる容器を使用し、ダンボール等の容器ごみの排出量削減に取り組んでいる。 ・ 電子メールや会議におけるプレゼンテーションソフトの活用等により、ペーパーレス化を推進している。
9	事業所ごみの再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ処理機の導入など、食品廃棄物のリサイクル削減に取り組んでいる。 ・ 資源ごみを分別して、リサイクルに積極的に取り組んでいる。 ・ 事業所内に分別BOXを設置した上で、分別表示し、分別を徹底している。
10	その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 故障や破損した製品の修理を行っている。 ・ フリーマーケットや集団回収の会場として、駐車場などの使用について、便宜を図っている。 ・ 再生品や地球環境にやさしい商品の積極的な販売を行っている。

北本市プラスチックごみ削減等優良事業所認定申請書

年 月 日

北本市長様

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____

担当者 _____

電 話 _____

北本市プラスチックごみ削減等優良事業所認定制度実施要綱第5条の規定により、申請します。

現在、取組を行っている項目は以下のとおりです。
(項目に○印をつけた、具体的内容は裏面のとおりです。)

項目番号	○印	取組内容
1		プラスチックごみ削減に向けた取組
2		簡易包装の推進
3		使い捨て容器・使い捨て製品の使用量削減の推進
4		資源回収の推進
5		消費者に対するPRの推進
6		紙ごみの減量化の推進
7		従業員への環境教育
8		事業所ごみの発生抑制の推進
9		事業所ごみの再資源化の推進
10		その他の活動

※申請には、上欄のいずれか3項目以上の取組を行っていることが必要です。また、項目番号1を含むことが必要です。

実施内容、時期などの具体的内容

項目番号	具 体 的 な 取 組 内 容